

○青山学院大学地球社会共生学部附置地球社会共生学研究センター規則  
(2016年3月24日理事会承認)

改正 2019年2月21日

(趣旨)

第1条 この規則は、青山学院大学学則(以下「学則」という。)第6条第2項の規定に基づき、青山学院大学地球社会共生学部附置地球社会共生学研究センター(英語表記をCenter for Global Studies and Collaboration at Aoyama Gakuin Universityとする。以下「センター」という。)の事業、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。  
(センターの目的)

第2条 センターは、国内外諸機関との連携を図ることにより、地球社会共生に関わる諸問題の研究及び調査を進めるとともに、途上国又は新興国で活躍するグローバル人材育成に資する教育研究活動の支援・推進を目的とする。

(センターの事業)

第3条 センターは、前条に規定する目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 教育研究プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)の立案、申請及び運営
- (2) 研究会の開催
- (3) 学術交流の企画及び実施
- (4) 外部機関との共同研究並びに研究及び調査の受託
- (5) 関係図書及び資料の収集、整理、保管及び供用
- (6) 研究所報、報告書等研究成果物の発行
- (7) 前各号に規定するもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業

(センターの組織)

第4条 センターに、センター長1名を置く。

- 2 センターの運営に係る重要事項を審議し、及び決定するため、センターに地球社会共生学研究センター評議員会(以下「評議員会」という。)を置く。
- 3 センターの運営等に必要な事項を協議し、及び執行するため、評議員会の下に地球社会共生学研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 4 センターに研究員を置く。
- 5 前条第1号に規定する事業を遂行するため、センターにプロジェクトを置く。

(センター長)

第5条 センター長は、センターを代表し、センターの運営を統括する。

- 2 センター長は、地球社会共生学部(以下「本学部」という。)に所属する専任教員(雇用契約の契約期間の定めのある者を除く。以下同じ。)で教授又は准教授である者の中から、本学部の教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、地球社会共生学部長(以下「学部長」という。)が委嘱する。

3 センター長の任期は、2年とする。ただし、前任者が任期の途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長は、再任されることができる。

(評議員会の構成)

第6条 本学部に所属する専任教員は、評議員会の評議員となる。

(評議員会の招集、開催、表決数等)

第7条 評議員会は、センター長が招集し、議長となる。

2 評議員会は、原則として年2回開催する。ただし、センター長が、必要があると認めた場合は、随時開催することができる。

3 評議員会の開催は、評議員総数の過半数の出席を必要とする。

4 評議員会の議決は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(評議員会の審議事項)

第8条 評議員会は、以下の事項を審議する。

(1) センターの事業計画及びその実施に関する事項

(2) センターの予算及び決算に関する事項

(3) センターの特別研究員及び兼担研究員の人事に関する事項

(4) 前3号に規定するもののほか、センター長が必要と認める事項

(運営委員会の構成)

第9条 運営委員会は、以下の委員をもって構成する。

(1) センター長

(2) 評議員の中から 若干名

2 前項第2号に規定する委員は、センター長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は、1年とする。ただし、前任者が任期の途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

(運営委員会の招集、開催、表決数等)

第10条 運営委員会は、必要に応じてセンター長が招集し、議長となる。

2 運営委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。

3 運営委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 議長は、評議員として議決に加わることができない。

5 センター長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を列席させ、意見を聴くことができる。

6 センター長は、運営委員会の協議の結果を学部長に報告しなければならない。

(運営委員会の業務)

第11条 運営委員会は、評議員会の審議事項に係るものうち、以下の事項について協議し、その執行に当たる。

- (1) センターの事業計画等に関すること。
- (2) プロジェクトその他センターで行う教育研究に関すること。
- (3) センターの予算の執行に関すること。
- (4) 前3号に規定するもののほか、センターの運営等に必要なこと。

2 センター長は、必要があると認める場合は、前項の規定による協議の結果を、評議員会に報告する。

(研究員)

第12条 研究員は、第2条の目的を達成するために、第3条各号の事業を行う。

2 研究員は、本学部に所属する専任教員とする。

(プロジェクト)

第13条 プロジェクトは、当該プロジェクトの実施計画を記載した文書に基づき、評議員会の審議を経て、設置する。

2 プロジェクトの設置期間は、1年とする。ただし、センター長が必要と認める場合は、この限りでない。

3 プロジェクトは、研究員で構成する。

4 センター長は、必要があると認める場合は、以下の者をプロジェクトの構成員に加えることができる。

- (1) 客員教授又は客員准教授
- (2) 特別研究員
- (3) 兼担研究員

5 プロジェクトに、その運営を統括する者として代表者1名を置く。この場合において、代表者は、研究員とする。

6 代表者は、プロジェクトの終了後速やかに、当該プロジェクトの遂行結果を、評議員会に報告しなければならない。

7 プロジェクトの遂行に必要となる経費は、評議員会の審議を経て、支出することができる。

(客員教授又は客員准教授)

第14条 客員教授又は客員准教授は、青山学院大学客員教員受入れに関する規則の定めるところによる。

(特別研究員)

第15条 特別研究員は、プロジェクトの活動に従事するために受け入れた者で、以下に規定するいずれかの資格を有するものでなければならない。

- (1) 修士以上の学位を有すること。

- (2) 前号に規定する資格と同等以上の研究能力又は実務経験を有すること。
- 2 特別研究員の委嘱は、評議員会の審議を経て、学部長の推薦に基づき、学長が行う。
- 3 特別研究員の任期は、プロジェクトの設置期間とする。
- (兼担研究員)
- 第 16 条 兼担研究員は、本学部以外のいずれかの学部又は専門職大学院研究科(以下「学部等」という。)に所属する専任教員で、評議員会においてプロジェクトの遂行に必要と認められた者とする。
- 2 兼担研究員は、所属する学部等における教育及び研究に支障を来たさない範囲内において、プロジェクトに参加する。
- 3 兼担研究員の委嘱は、評議員会の審議を経た後、学部長の推薦に基づき、当該兼担教員が所属する学部等の長の了承を得た上で、学長が行う。
- 4 兼担研究員の任期は、プロジェクトの設置期間とする。

- (会計)
- 第 17 条 センターは、大学予算及び外部資金を財源として運営する。
- 2 センターの会計は、学校法人青山学院経理規則その他の諸規則に基づいて処理する。
- 3 センターの会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- (所管)
- 第 18 条 この規則は、相模原事務部学務課が所管する。
- 2 センターに係る事務は、本学部の教育研究に係る支援及び補助業務を行う事務職員が行う。
- (改廃手続)
- 第 19 条 この規則の改廃は、評議員会、学部長会及び教授会の意見を聴いた後、常務委員会で協議し、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

## 附 則

この規則は、2016年4月1日から施行する。

## 附 則(2019年2月21日)

この規則は、2019年4月1日から施行する。